



とりわけコロナ禍の中でのストレスフルな子どもたちの心とからだを解放し、かけがえのない子ども期を保障するために、いまこそ子どもの権利条約第31条

**遊び権の保障と
その前提としての
余暇権への注目**

た、子どもの権利条約の「一般原則」として、①生命、生存および発達に対する権利、②子どもの最善の利益、③子どもの意見尊重、④差別の禁止の4つが掲げられています。これらの内容をしっかりと把握して深め、「子ども期」「子ども時代」保障の課題により多面的・複眼的に光をあてる必要があるのではないのでしょうか。

2ページから

あるにもかかわらず、世界の多くの地域では、正規の学業面での成功が重視される結果として第31条に基

その中には、子どもの遊びは「子ども時代の喜びの基本的かつ不可欠な（生死にかかわるほどの）側面であり、かつ身体的、社会的、思想的、情緒的および精神的発達に不可欠な要素」であるにもかかわらず、世界の多くの地域では、正規の学業面での成功が重視される結果として第31条に基

子どもの権利条約第31条

締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重し、かつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

多くの地域では、正規の学業面での成功が重視される結果として第31条に基

その上で、「子どもたちには、おとなによって決定・管理されない時間といかなる要求も受けない時間」子どもが望むのであれば基本的には『何もしない』時間をもつ権利がある」とまで書かれています。私たちはこれらの指摘をしっかりと肝に銘じておきたいと思えます。

学校教育は、確かに子どもの知識・技術・体力・情操を教育し発達させることを専門とする場所ですが、同時に、福祉、文化、司法、自治を大切にすることも求められます。学習権（教育）と同時に、生活権（養育）、文化権（遊育）、更生権（甦育）、自治・参加権（治育）育（保障の課題を無視してはなりません。日本の学校は、余暇・遊びの権利、失敗しやり直す権利、自治・参加への視点が軽視されているところに弱点があります。学校が子どもの居場所となり、子どもが主人公として活躍する場になるためには、余暇権・遊び権（遊

その上で、「子どもたちには、おとなによって決定・管理されない時間といかなる要求も受けない時間」子どもが望むのであれば基本的には『何もしない』時間をもつ権利がある」とまで書かれています。私たちはこれらの指摘をしっかりと肝に銘じておきたいと思えます。

育）、更生権（甦育）、自治・参加権（治育）、の保障が特に重要だと考えます。

核兵器禁止条約に参加する日本を！
原水爆禁止国民大行進2022
・5月21日(土) 幹線コース
大通西4丁目10:00~北3西4
15分位の行進となります。
・札幌駅前行動
JR札幌駅南口広場にて
11:30~12:00

**いま、子ども期・子育てに何が求められているか
ー子ども期の保障と子ども観・子育て観の問い直しー**

4月24日の日曜日に「さっほろ子ども・若者白書」をつくる会が主催した白書発刊記念の集いとして、「子ども・若者の声を聴こう！講演会&リレートーク」がオンライン開催されました。日本子どもを守る会会長、子どもの権利条約市民・NGOの会共同代表をつとめる早稲田大学名誉教授の増山均さんが、コロナパンデミックに際して私たちが何を大切にしながら子ども・若者と向き合うべきなのかをわかりやすく講演していただきました。素敵な講演でした。要旨を掲載し、共有したいと思います。

**子ども時代は
2度と来ない！**

子ども時代は2度と来きません。コロナ禍の中でマスク生活を強いられる子どもたちに、いつまでも「afterコロナ」を待たせるのではなく、「withコロナ」のとりくみを実現することこそが大切です。コロナ感染症防止のために様々な活動を「止める」のではなく、何ができるのか、どうしたらできるのかをギリギリまで

**いかなるべきか
止めない！**

国連子どもの権利委員会は、コロナパンデミックに向けての緊急声明（2020年4月8日）の中で、緊急事態宣言やロックダウンを「最小限のもの」に限る

こと、「子どもの権利に及ぼす健康面、社会面、情緒面、経済面、レクリエーション面への影響」を多面的に考慮すべきことを指摘しました。特に注目すべきは、最初の配慮事項として「休息・余暇・レクリエーションおよび文化的・芸術的活動」を享受する権利を掲げ、衛生基準を尊重しつつ「野外活動（少なくとも1日1回）」を実現すべきであるとした点であります。子どもの権利条約第31条の権利を重視し、この権利の実現のために「オルタナティブかつ創造的な解決策を模索すること」を求めています。とりわけ、コロナ禍の下で、子ども自身が生活と発達の主人公として、コロナ禍に主体的に立ち向かっていくために、①まず何よりも、子どもの声が聴かれること、②取り組みの決定

に参加すること、参加している実感できることにポイントがあることが示されています。

こと、「子どもの権利に及ぼす健康面、社会面、情緒面、経済面、レクリエーション面への影響」を多面的に考慮すべきことを指摘しました。特に注目すべきは、最初の配慮事項として「休息・余暇・レクリエーションおよび文化的・芸術的活動」を享受する権利を掲げ、衛生基準を尊重しつつ「野外活動（少なくとも1日1回）」を実現すべきであるとした点であります。子どもの権利条約第31条の権利を重視し、この権利の実現のために「オルタナティブかつ創造的な解決策を模索すること」を求めています。とりわけ、コロナ禍の下で、子ども自身が生活と発達の主人公として、コロナ禍に主体的に立ち向かっていくために、①まず何よりも、子どもの声が聴かれること、②取り組みの決定

に参加すること、参加している実感できることにポイントがあることが示されています。

のは、子どもの生活において学校は学びの保障の場だけではないということです。コロナ感染の長期化の中で、子どもの声を受け止め実現する学校の在り方こそが問われていたのです。学校には、保健室や給食があり、子どもの福祉を守る場でもあり、特に虐待的・放任的な環境にいる子どもにとっては重要な保護機能を持つ「安全地帯」なのです。また学校には、校庭や体育館や図書室があり、子どもの遊び仲間やスポーツ・文化活動を通じて子どもの発達と文化の権利を保障する場所でもあるのです。

**子どもの権利を
多面的・複眼的に捉える**

「子どもの権利条約とは何か」をユニセフはそのHPで、条約には、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利があると紹介しています。ま

3ページへ